

わたくみの匠住宅(二酸化炭素排出量削減モデル住宅)事務手続き等(解説)

1. 補助対象機器の要件

公募要領において補助の要件を定めるとしている内容については、次のとおりとします。

(1) 次世代省エネルギー基準を満たす断熱資材等

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」*1(平成11年 通商産業省・建設省告示第2号)以下「次世代省エネルギー基準」という。)の性能を満たす断熱資材等(屋根・天井・壁・床等の断熱材、断熱構造の窓・ドア等)。なお、断熱材を使用する場合は、フロンを用いないものに限る。

(参考)*1: <http://www.ibec.or.jp/horei/index.html>

次世代省エネルギー基準については、次の別添ファイルに定める諸性能を有する断熱資材等と同等の性能を有する断熱資材等とし、その性能証明の方法については、それぞれのメーカーのカタログ、仕様書で型式番号等が容易に確認できること及びメーカー等により申請者に対して性能を保証する証明書等書類が発行され、その関係書類の提出が可能であることが必要です。

(次世代省エネルギー基準に係る資料)

「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」
基準.pdf

「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針」
指針.pdf

「次世代省エネルギー住宅評定一覧」(平成17年4月1日現在)
次世代省エネルギー住宅評定一覧.pdf

(2) 住宅用太陽光発電システム(最大出力3kW以上)

太陽光発電システムについては、最大出力が3kW以上が要件です。(1)と同様メーカーのカタログ、仕様書で型式番号等が容易に確認できること及び交付申請時にメーカー等による性能証明等の関係書類の提出が可能なが必要です。

(3) 高効率給湯器等

CO₂冷媒ヒートポンプ方式(エネルギー消費効率(COP)3.0以上)

潜熱回収方式(熱効率0.9以上)給湯器

ガスエンジン方式(エネルギー効率0.85以上)給湯器

または、～と同等以上の性能を有すること(定格運転時のCO₂排出量がより小さいこと)を証明できる給湯設備とします。

これらの性能証明については、(1)(2)と同様、メーカー等の発行する証明書

によるものとしします。

なお、 、 については、都市ガスを燃料とするもの及びLPGを燃料とするものが販売されています。

2. 手続きの主な流れ

この事業による補助は平成17年度(平成18年2月末)内に設置される住宅建設における省エネルギー設備導入促進を目的としており、公募への申し込み時点で未着手のものに限り年度内に確実に住宅を建築し、完工後は住居として使用される建築主(居住の為に建売住宅を導入する方を含みます)を対象者としています。

申し込みからの主な手続きの流れについて、別添の「環の匠住宅整備事業年間スケジュール」で示します。

(以下の丸付き番号についての説明は、このスケジュールの手続きでの番号です。)

申込書(受付期間:平成17年5月16日(月)~6月30日(木))

- ・ 公募要領に示す必要書類を期間内に所定の窓口に簡易書留等で郵送をお願いします。
- ・ 1月間の公募期間内については、順次着信したものから形式的内容で特に問題(重要事項等に記入漏れがあるなど)がないことを確認し 受領票を申し込み書類 [6]「申し込み受領票返信用封筒」に同封し、返信します。
- ・ この受領票は、あくまで受領確認のためであり、補助の確定ではありません。

交付内示

- ・ 住宅建設予定地により対象とする補助件数が異なりますので、受付期間終了後予定件数を上回った場合は抽選を行い、抽選の結果対象となった申込者に書面により内示を行います。
- ・ 抽選により対象外となった申込者に対しても書面による落選通知を行います。

交付申請

- ・ 交付内示後、内示の際に示す所定の様式に必要書類を添付の上、速やかに と同様、郵送により窓口に提出をお願いします。(現在、予定している様式等は参考資料に示すとおりです)
- ・ 提出された申請内容を審査し、交付決定を順次実施します。
- ・ 交付決定の通知は書面により行います。

交付決定日以降に事業(建築工事)を開始して下さい。

- ・ 建築設備の引き渡し等については、平成18年2月28日までに終了する必要があります。

実績報告

- ・ 建築設備の引き渡し(精算)が終了後、内示の際に示す所定の様式に必要書類を添付の上、速やかに と同様、郵送により窓口に提出をお願いします。

(現在、予定している様式等は参考資料に示すとおりです)

交付額確定通知

- ・ の書類審査と併せて必要に応じて現地検査等により、事業内容が適正であると認めた場合、その確定額を書面により通知します。

補助金請求書

- ・ の交付確定額を補助金請求書として内示の際に示す所定の様式により、 と同

様、郵送により窓口に提出をお願いします。

(現在、予定している様式等は参考資料に示すとおりです)

交付金支払い

- ・ の請求に基づき、指定の口座への振り込みは、請求日より30日以内に実施します。

の提出により補助金の支払いを開始することとなりますので、工事の完了後速やかに手続きを進めていただくようお願いします。年度末にかけて以降の手続きの集中が予測できるため、事業計画については無理のない工期の設定を行って下さい。

住宅建築等では天候等により不可避な事態が生じるやもしれません。予め余裕を持った工程計画により確実な施工に努めるようお願いします。

3. 取得財産の管理等について

補助事業によって設置した設備(取得財産)については、補助金交付の趣旨を踏まえ、効率的な運用に努めて下さい。

(1) 環の匠ネットワーク

- ・ 補助事業終了後は、毎月の太陽光発電量等のデータについて、今後別途定める方法により、インターネット等により報告をお願いします。
- ・ 平成18年度中にネットワークを構築する予定ですが、ネットワーク構築後については、ネットワークからの情報発信に協力していただきます。
- ・ これらの報告は18年度より3カ年間継続する予定です。

(2) 設備機器の撤去・処分等について

- ・ 故障等のやむを得ない理由により、当該機器を撤去・処分等行うためには、予め環境省の承認を受ける必要があります。環境省の定める様式により、事前に届出し承認を受けて下さい。

(参考) 対象設備についての参考資料

1 次世代省エネルギー基準住宅設備

財団法人 建築環境・省エネルギー機構 (IBEC)

住所 〒102-0084 東京都千代田区二番町 4-5

住友不動産麹町ビル 2号館

TEL : 03-3222-6681 (代表) FAX : 03-3222-6696

URL : <http://www.ibec.or.jp/nintei/jisedai/index.html>

住宅金融公庫

URL : http://www.jyukou.go.jp/index/kojin_index.html

2 太陽光発電施設

財団法人 新エネルギー財団 (NEF)

導入促進本部 太陽光発電部

住所 〒102 - 8555 東京都千代田区紀尾井町 3番 6号

秀和紀尾井町パークビル

TEL : 03-5275-9823 (導入促進本部) FAX : 03-5275-9831

URL : <http://www.solar.nef.or.jp/josei/josei.htm>

3 高効率給湯器

(1) 潜熱回収方式、ガスエンジン方式

(社) 日本ガス協会 (都市ガス 潜熱回収方式 = エコジョーズ、GE = エコウィル)

住所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-15-12

プロジェクト契約部 潜熱回収給湯器補助金交付グループ

TEL : 03-3502-5286 FAX : 03-3502-0216

プロジェクト契約部 ガスエンジン給湯器補助金交付グループ

TEL : 03-3502-2469 FAX : 03-3502-0676

URL : <http://www.gas.or.jp/main.html>

(財) エルピーガス振興センター (LPG)

住所 東京都港区虎ノ門一丁目 19番 5号

TEL (03)3507-0041 (代表)

URL : <http://www.lpgc.or.jp/corporate/equipment.html>

(2) CO2 冷媒ヒートポンプ方式 (通称: エコキュート)

財団法人 ヒートポンプ・蓄熱センター (HPTCJ)

住所 〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1丁目 28番 5号

蛸殻町 Fビル 6階

TEL : 03-5643-2401 (代表) FAX : 03-5641-4501

URL : <http://www.hptcj.or.jp/ecocute/index.html>